

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

◇ 条 例

恩給の年額の昭和六十二年改定に関する条例(職員厚生課)

鳥取県家畜商講習手数料徴収条例(畜産課)

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(職員厚生課)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高齢者対策課)

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(都市計画課)

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例(建築課)

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(会計課)

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例(警務課)

鳥取県パーキング・メーター作動手数料条例の一部を改正する条例(交通企画課)

目 次

条 例

恩給の年額の昭和六十二年改定に関する条例をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

恩給の年額の昭和六十二年改定に関する条例

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和六十二年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「年金条例」という。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和六十二年四月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十九万七千八百四十円に一・〇〇六を乗じて得た額

二 当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつてゐる給料月額額の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額に一・〇〇六を乗じて得た額

2 年金条例第十八条ノ三第四項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごと前項の規定の例により算定した額の合算額をもつて前項に定める通算退職年金の年額とする。

3 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和六十二年四月分以降、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその年額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第三条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

(職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用する。

別表(第一条関係)

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
八九四、六〇〇	九一二、五〇〇
九三四、三〇〇	九五三、〇〇〇
九七五、二〇〇	九九四、七〇〇
一、〇一五、五〇〇	一、〇三五、八〇〇
一、〇五六、七〇〇	一、〇七七、八〇〇
一、〇八二、三〇〇	一、一〇三、九〇〇
一、一〇八、一〇〇	一、一三〇、三〇〇
一、一三七、二〇〇	一、一五九、九〇〇
一、一七八、五〇〇	一、二〇二、一〇〇
一、二一四、四〇〇	一、二三八、七〇〇
一、二四七、五〇〇	一、二七二、五〇〇
一、二八八、〇〇〇	一、三一三、八〇〇
一、三二八、六〇〇	一、三五五、二〇〇
一、三七二、九〇〇	一、四〇〇、四〇〇
一、四一七、五〇〇	一、四四五、九〇〇
一、四七三、三〇〇	一、五〇二、八〇〇
一、五〇八、五〇〇	一、五三八、七〇〇
一、五五三、九〇〇	一、五八五、〇〇〇
一、五九八、〇〇〇	一、六三〇、〇〇〇
一、六八五、八〇〇	一、七一九、五〇〇
一、七〇九、二〇〇	一、七四三、四〇〇
一、七七六、八〇〇	一、八一二、三〇〇
一、八六六、六〇〇	一、九〇三、九〇〇

一、九六五、八〇〇	二、〇一六、五〇〇	二、〇六四、九〇〇	二、一三三、六〇〇	二、一七四、二〇〇	二、二九二、一〇〇	二、三五〇、一〇〇	二、四一一、三〇〇	二、五二八、五〇〇	二、六四六、九〇〇	二、六七七、六〇〇	二、七七五、五〇〇	二、九一四、一〇〇	三、〇五一、四〇〇	三、一三六、四〇〇	三、二一九、一〇〇	三、三八七、一〇〇	三、五五一、五〇〇	三、五八三、七〇〇	三、七一一、六〇〇	三、八七二、七〇〇	四、〇三三、一〇〇	四、一九二、四〇〇	四、二九二、八〇〇	四、四〇〇、〇〇〇
二、〇〇五、一〇〇	二、〇五六、八〇〇	二、一〇六、二〇〇	二、一七六、三〇〇	二、二一七、七〇〇	二、三三七、九〇〇	二、三九七、一〇〇	二、四五九、五〇〇	二、五七九、一〇〇	二、六九九、八〇〇	二、七三一、二〇〇	二、八三一、〇〇〇	二、九七二、四〇〇	三、一一二、四〇〇	三、一九九、一〇〇	三、二八三、五〇〇	三、四五四、八〇〇	三、六二二、五〇〇	三、六五五、四〇〇	三、七八五、八〇〇	三、九五〇、二〇〇	四、一一三、八〇〇	四、二七六、二〇〇	四、三七八、七〇〇	四、四八八、〇〇〇

四、六〇六、四〇〇	四、八一五、〇〇〇	四、九二〇、二〇〇	五、〇一九、九〇〇	五、二一七、八〇〇	五、三〇六、一〇〇	五、四〇三、七〇〇	五、五七六、四〇〇	五、七五〇、七〇〇	五、七八三、三〇〇	五、八一四、一〇〇	五、八四五、〇〇〇	五、九一七、三〇〇	六、〇六三、二〇〇	六、二〇九、三〇〇	六、二八一、六〇〇	六、三五五、六〇〇
四、六九八、五〇〇	四、九一一、三〇〇	五、〇一八、六〇〇	五、一二〇、三〇〇	五、三三二、二〇〇	五、四二二、二〇〇	五、五一一、八〇〇	五、六八七、九〇〇	五、八六五、七〇〇	五、八九九、〇〇〇	五、九三〇、四〇〇	五、九六一、九〇〇	六、〇三五、六〇〇	六、一八四、五〇〇	六、三三三、五〇〇	六、四〇七、二〇〇	六、四八二、七〇〇

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が八九四、六〇〇円未満の場合又は六、三五五、六〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定給料年額とする。

鳥取県家畜商講習手数料徴収条例をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十七号

鳥取県家畜商講習手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号及

び第四条の二第一項の規定に基づき県が行う講習会の受講については、

この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、三千二百円とする。

(既納の手数料)

第三条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と

認められた場合は、この限りでない。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条

例をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十八号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正す

る条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十

二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二第一項を次のように改める。

退職年金ハ退職年金年額百七十万円以上ニシテ之ヲ受クル者ノ前年ニ

於ケル退職年金外ノ所得ノ年額七百万円ヲ超ユルトキハ左ノ区分ニ依

リ退職年金年額ノ一部ヲ停止ス但シ退職年金ノ支給年額百七十万円ヲ

下ラシムルトナク其ノ停止年額ハ退職年金年額ノ五割ヲ超ユルト

ナシ

一 退職年金年額ト退職年金外ノ所得ノ年額トノ合計額ガ千四百万円

以下ナルトキハ八百七十万円ヲ超ユル金額ノ三割五分ノ金額ニ相当

スル金額

二 退職年金年額ト退職年金外ノ所得ノ年額トノ合計額ガ千四百万円

ヲ超エ千二百万円以下ナルトキハ八百七十万円ヲ超エ千四百万円

以下ノ金額ノ三割五分ノ金額及千四百万円ヲ超ユル金額ノ四割ノ金

額ノ合計額ニ相当スル金額

三 退職年金年額ト退職年金外ノ所得ノ年額トノ合計額ガ千二百十
円ヲ超エ千三百八十万円以下ナルトキハ八百七十万円ヲ超エ千四
万円以下ノ金額ノ三割五分ノ金額、千四十万円ヲ超エ千二百十
以下ノ金額ノ四割ノ金額及千二百十万円ヲ超ユル金額ノ四割五分
ノ合計額ニ相当スル金額

四 退職年金年額ト退職年金外ノ所得ノ年額トノ合計額ガ千三百八
万円ヲ超ユルトキハ八百七十万円ヲ超エ千四十万円以下ノ金額ノ三
割五分ノ金額、千四十万円ヲ超エ千二百十万円以下ノ金額ノ四割
ノ金額、千二百十万円ヲ超エ千三百八十万円以下ノ金額ノ四割五分
ノ金額及千三百八十万円ヲ超ユル金額ノ五割ノ合計額ニ相当ス
ル金額

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条
例の一部改正)

第二条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正
する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第五項第一号中「二十一万円」を「二十一万九千五百円」に改め、
同項第二号及び第三号中「十二万円」を「十二万五千五百円」に改める。

附則第六項中「九万六千円」を「十万四百円」に改める。

第三条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正
する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改
正する。

附則第四項中「昭和六十一年四月分」を「昭和六十二年四月分」に、
「五十九万七千八百四十円」を「五十九万七千八百四十円ニ一

・〇〇六ヲ乗ジテ得タル額」と、同項第二号中「乗ジテ得タル額」とあ
るの「乗ジテ得タル額ニ一・〇〇六ヲ乗ジテ得タル額」に改める。
(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第四条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月
鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和六十一年七月分」を「昭和六十二年四月分」に
改め、同項の表中「八七九、三〇〇円」を「八九六、九〇〇円」に、「
六五九、五〇〇円」を「六七二、七〇〇円」に、「五二七、六〇〇円」
を「五三八、一〇〇円」に、「四三九、七〇〇円」を「四四八、五〇〇
円」に、「六〇九、六〇〇円」を「六二七、二〇〇円」に、「四五七、
二〇〇円」を「四七〇、四〇〇円」に、「三六五、八〇〇円」を「三七
六、三〇〇円」に、「三〇四、八〇〇円」を「三一三、六〇〇円」に改
め、同条第四項中「昭和六十一年六月三十日」を「昭和六十二年三月三
十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関
スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第二号)
及び第四条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関す
る条例(以下「改正後の昭和四十一年改定条例」という。)の規定は、
昭和六十二年四月一日から、第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等
退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正後の年金条例」とい
う。)第二十三条ノ二第一項の規定及び附則第五項の規定は、同年七月

一日から、第二条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号）の規定は、昭和六十二年八月一日から適用する。

（遺族年金の年額の特例に関する経過措置）

3 昭和六十二年四月分から同年七月分までの遺族年金の年額に関する改正後の昭和四十一年改定条例第二条第一項の規定の適用については、同項の表中「六二七、二〇〇円」とあるのは「六二一、八〇〇円」と、「四七〇、四〇〇円」とあるのは「四六六、四〇〇円」と、「三七六、三〇〇円」とあるのは「三七三、一〇〇円」と、「三一三、六〇〇円」とあるのは「三一〇、九〇〇円」とする。

（職権改定）

4 前項の規定による遺族年金の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

（多額所得による退職年金の停止についての経過措置）

5 改正後の年金条例第二十三条ノ二の規定は、昭和六十二年六月三十日以前に給与事由の生じた退職年金についても、適用する。この場合において、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた退職年金の支給年額は、次の各号に掲げる支給年額のうちいずれか多い支給年額を下ることはなく、同年七月一日以後に給与事由の生じた退職年金の支給年額は、第一号に掲げる支給年額を下ることはない。

一 恩給の年額の昭和六十二年改定に関する条例（昭和六十二年十月鳥取県条例第二十六号。以下「昭和六十二年改定条例」という。）第一条の規定による改定後の年額をその退職年金年額として改正前の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十三条ノ二の規定を

適用した場合の支給年額

二 恩給の年額の昭和五十九年改定に関する条例（昭和五十九年七月鳥取県条例第十五号）第一条の規定による改定後の年額をその退職年金年額として鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和五十九年七月鳥取県条例第十八号）による改正前の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十三条ノ二の規定を適用した場合の支給年額

6 昭和六十二年四月分から同年六月分までの退職年金に関する年金条例第二十三条ノ二の規定の適用については、昭和六十二年改定条例第一条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもつて退職年金年額とする。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「一六、六二〇円」を「一七、九二〇円」に、「一一五、六二〇円」を「一六、九二〇円」に、「一一七、六二〇円」を「一一八、九二〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第二条関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第二条関係)」に改め、同表第

二十六号中「日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団」を「日本鉄道建設公団又は新幹線鉄道保有機構」に、「行なう」を「行う」に改め、同表第二十七号を次のように改める。

二十七 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ず

るものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第三条関係)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十一号

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第九条の二中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十三条第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

附 則

1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十二号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県
 条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表保母修学資金の項の次に次のように加える。

美容容学容奨学金	
<p>社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子弟で、美容美容学校に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対し貸し付ける資金</p>	<p>一 借受者が死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は長期間所在不明となつたことにより貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき。</p> <p>二 貸付金の償還時において、借受者の属する世帯が生活困難のため、当該償還すべき貸付金を償還することが著しく困難であると認められるとき。</p>
債務の一部	債務の全部又は一部

本則の表へき地勤務医師等修学資金の項の次に次のように加える。

職業訓練受講奨学金	
<p>社会に有為な人材を育成するため、県内の同和関係者の子弟で、公共職業訓練施設に入校する能力を有しながら経済的な理由により入校後受講が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>一 借受者が死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は長期間所在不明となつたことにより貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき。</p> <p>二 貸付金の償還時において、借受者の属する世帯が生活困難のため、当該償還すべき貸付金を償還することが著しく困難であると認められるとき。</p>
債務の一部	債務の全部又は一部

本則の表地域改善対策大学奨学金の項を次のように改める。

進学奨励資金	
<p>社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子弟で、高等学校等又は大学に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>一 借受者が死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は長期間所在不明となつたことにより貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき。</p> <p>二 貸付金の償還時において、借受者の属する世帯が生活困難のため、当該償還すべき貸付金を償還することが著しく困難であると認められるとき。</p>
債務の一部	債務の全部又は一部

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十三号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「六千四百円」を「六千五百円」に、「一万八百元」を「一万千円」に改め、同条第三項中「四百六十七円」を「五百円」に、「三百十七円」を「三百三十三円」に改める。

第十一条中「期間」の下に「（監獄、労役場、少年院その他これらに準ずる施設に拘禁又は収容されている期間であつて、公安委員会が定める期間を除く。）」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例第三条の規定は、昭和六十二年四月一日以後に給付の事由が

生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

鳥取県パーキング・メーター作動手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十四号

鳥取県パーキング・メーター作動手数料条例の一部を改正する条例
鳥取県パーキング・メーター作動手数料条例（昭和五十年三月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「作動」の下に「及びパーキング・チケット発給」を加える。

第一条中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、「者」の下に「又は同条第二項のパーキング・チケット発給設備（以下「パーキング・チケット発給設備」という。）によりパーキング・チケットの発給を受けようとする者」を加える。

第二条中「作動」の下に「又はパーキング・チケットの発給」を加える。

第三条中「作動させ」の下に「、又はパーキング・チケットの発給を受け」を、「当該パーキング・メーター」の下に「又はパーキング・チケッ

ト発給設備」を加え、「百円硬貨」を「現金」に改め、同条後段を削る。

附 則

この条例は、昭和六十二年十二月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】